

令和3年(2021年)3月8日

文部科学大臣 萩生田光一 殿

### 申入書(3)

中学校歴史教科書における「従軍慰安婦」記述削除の訂正申請勧告を三度要望します

(一社)新しい歴史教科書をつくる会(会長 高池勝彦)

慰安婦の真実国民運動(代表 加瀬英明)

私たちは、令和2年12月18日付、令和3年1月28日付、の2回にわたって貴職宛に申入書を提出しましたが、2月16日に届いた2回目の回答でも、文科省は頑なに訂正勧告の意思がない旨を回答してきました。しかも、遺憾なことに、私たちの要請を無視して、今回も回答の主体は文科大臣ではなく、初中局教科書課となっています。

この申入書(3)では、問題の原点に立ち返り、山川出版社の該当記述の問題点を述べることから始めます。以下、回答を求める項目については、【質問1】のように示すことにします。

#### (1) 山川出版社の記述の問題点

山川出版社『中学歴史 日本と世界』(令和元年度検定済み教科書)の247ページ、単元「戦時下の国民生活」、小見出し「戦時体制下の植民地・占領地」の中に、次の記述があります。(下線は引用者による)

【本文】多くの朝鮮人や中国人が日本に徴用され、鉱山や工場などで過酷な条件の下での労働を強いられた。①

【注】①戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた(いわゆる従軍慰安婦)。

この記述には、当然検定意見を付されるべき重大な問題が6件(下線を施した箇所)も含まれていません。

まず、本文について。

第一に、「多くの朝鮮人や中国人が日本に徴用され」とありますが、徴用令の適用対象は日本国民であり、中国は日本の施政下にはありませんから、「中国人が日本に徴用された」という記述は、検定基準3- (1)により、「誤りである」との検定意見がつくべきところ、実際には何の検定意見もついていません。こんな単純なことを教科書調査官や検定審議会委員が見逃すはずはありませんから、これは検定意

見を付けるべきところで不問に付し、この記述を意図的に合格させたという意味で、不正検定の一種とすることができます。【質問 1】

第二に、「過酷な条件のもとで」とありますが、徴用された日本人と比較して徴用された朝鮮人が、特別「過酷な条件の下で」働かされたという事実はありません。そのことは、韓国の学者李宇衍（イ・ウヨン）氏の研究論文（『反日種族主義』所収）などでもすでに証明されていることです。この記述は日本人との比較においてのみ意味のある記述であり、「誤りである」との検定意見を付けられるべきところ、実際には何の検定意見も付いていません。これも不当です。【質問 2】

第三に、徴用について「強いられた」と書くのは、検定基準で教科固有の条件の 1-（3）、「一面的な見解を十分な配慮なくとり上げて」いることになり、当然検定意見が付けられるべきものでした。なぜなら、戦時下では、アメリカだろうとイギリスだろうと戦時動員が行われます。それは国民の義務にほかなりません。それを「強いられた」とあたかも国家としての日本に不法な行為があったかのような印象操作をするのは、反国家という特有の思想を持つ者の一面的な見解にすぎません。【質問 3】

次に、注記の問題点に移ります。

第一に、「慰安施設」が問題です。中学生が「『慰安施設』とは何ですか？」と訊いたらどう答えるのですか。この記述を書き、検定を通した、教科書執筆者、教科書会社社長、教科書調査官、検定審議会委員、文科大臣の全てに答える義務があります。この記述は「生徒の心身の発達段階に適応して」いないので、検定基準の 1-（5）に基づき検定意見が付けられるべきです。【質問 4】

第二に、「朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた」と書かれています。しかし、慰安婦の半数は日本人でした。日本の大相撲を知らない人に向けて説明する際に、「ハワイ、ジョージア、モンゴルなどから若い男性が集まり力士となります」と説明したら、不適切というより誤りです。それと同じ誤りを犯しています。検定基準 3-（1）により検定意見が付けられるべきところ、何の検定意見もつけられていません。【質問 5】

第三に、「いわゆる従軍慰安婦」という記述の問題です。これは、過去 2 回の申入書に書いた通り、検定基準の中の教科固有の条件の 1-（5）「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解」並びに「最高裁判所の判例」に違反する、というのが私達の主張です。しかし、これについては文科省から回答をいただいているので、次項以下で立ち入って述べることにします。

## (2) 2月16日付け文科省回答

1月28日に提出した申入書(2)の<質問1>について、2月16日の文科省の回答は次の通りでした。

【当該図書においては、いわゆる従軍慰安婦について、軍や官憲による強制的な連行があったとは記述されておりません。また、注釈と本文の記述との関係の程度や性格には様々なものがあり、当該箇所の注

釈の記述について、本文で記述された「徴用され」「労働を強いられた」と同様の強制性を示しているものとは必ずしも言えません。

そのような記述について、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」という政府見解に基づいた記述ではないとして検定意見を付す必要はないと教科用図書検定調査審議会で判断されたものであり、発行者に対して訂正を勧告することは考えておりません。】

これは3つの文から成り立っているので、以下、一文ずつ検討します。

### (3)「従軍慰安婦」という言葉の由来とその意味

【当該図書においては、いわゆる従軍慰安婦について、軍や官憲による強制的な連行があったとは記述されておりません。】

これは「従軍慰安婦」と書いたところで、「軍や官憲による強制的な連行があった」とは書いていないのだから政府見解に反しない、という弁明です。しかし、これは間違った議論です。この問題を解明するためには、「従軍慰安婦」という用語がどのようにして日本社会に登場し定着したかという歴史を振り返らなければなりません。

1) 戦前、国が定めた公娼制度のもとで、遊郭で働く女性は、戦時には業者に連れられて戦地で将兵を対象に営業しました。彼女らは婉曲に、かつ幾ばくかの敬意と感謝を込めて「慰安婦」と呼ばれていました。当時は「従軍慰安婦」という呼称も存在もありませんでした。他方、「従軍看護婦」「従軍僧侶」などの呼称と職分は明治時代に定められ、「従軍」とは一般に軍属を意味していました。

2) 戦後、1973年、千田夏光著『従軍慰安婦』が刊行されました。ここで「従軍」の意味の転換が起こったといえます。「従軍」という言葉は、皇軍の一員としての誇りある呼称から転落して、戦後の反軍思想がまとわりついた「軍に付き従わせられる過酷な境遇」を意味するものになったのです。

ただし、千田の著書の本文には一貫して「慰安婦」という言葉が使われています。表紙のタイトルとしてのみ「従軍慰安婦」が使われています。おそらく、編集部が売れ行きを考えて造語したのであろうと推測できます。ここで注意すべきことは、千田の著書に強制連行の話は出てこないということです。そんな資料はなかったからです。

3) それから十年後の1983年、詐話師・吉田清治の『私の戦争犯罪 朝鮮人強制連行』が刊行されました。済州島に行ったことのない吉田は、地図を見ながら原稿を書き、慰安婦にする女性の奴隷狩り(強制連行)の嘘話を創作しました。こうして、「従軍慰安婦」という戦後の造語に、生々しい奴隷狩りのイメージを伴った意味が付与されました。

4) しかし、単に一冊の本が出版されただけでは、言葉が意味をともなって国民の間に定着することは起こり得ません。本の販売部数には限界があります。従軍慰安婦という言葉のイメージを国民の間に広める中心的な役割を果たしたのは、朝日新聞です。朝日新聞は、吉田清治の嘘話を原点とする「従軍慰安婦」の「強制連行」、さらには「性奴隷」イメージの記事を32年にわたって書き続けました。それに追隨して、多くの新聞、雑誌、テレビ等が同じイメージを拡散しました。こうして、強制連行は「従軍慰安婦」という言葉の中心的な意味内容となりました。その証拠に、『広辞苑』にも、第5版（平成10年）から「従軍慰安婦」の項目が登場し、「日中戦争・太平洋戦争期、日本軍によって将兵の性対象となることを強いられた女性。多くは強制連行された朝鮮人女性」と書かれるに至ったのです。

5) 「従軍慰安婦」の以上の意味が、日常生活と教育を通して、国民の間にどのように定着したかを見るため、2002年に埼玉県の高中生558人を対象としたアンケートの結果を見てみます。質問は、『従軍慰安婦（戦地で兵士を相手に売春をする女性）はどのようにしてできたと思いますか』というのですが、これに、49・8%の生徒が「日本軍が朝鮮などの女性を強制連行した」と答えています。さらに、「日本軍の強制連行と業者の募集によった」19%を加えると、約7割の高中生が強制連行を信じ込まされている現状が浮き彫りになります。（森虎雄『反日日本人は修学旅行でつくられる』）

6) 朝日新聞は2014年8月、誤りを認めて16件の記事を撤回しました。しかし、そんな程度で長年にわたって国民に刷り込まれたイメージが消え去ることはありません。教える教師は強制連行イメージをたっぴり刷り込まれた人々です。

言葉の意味とは、言葉が喚起するイメージの総体です。「従軍慰安婦」は強制連行のイメージを喚起するように繰り返し意図的に使われてきた結果、強制連行はその意味の中心となり、性奴隷ですらかなりの程度に共有されています。現実には、そのようなイメージを強調する数多くの図書が出版されていることは、ちょっと調べればわかることです。それどころか、教科書検定に従事する人物のなかには、そういうイメージを普及することに積極的であるか、あるいは許容的な人物が存在すると思われま

以上のことから、文科省が私たちへの回答の中で、山川出版社の教科書には、「軍や官憲による強制的な連行があった」とは書いていないのだから政府見解に反しないというのは、言葉とその意味についての理解を欠いた詭弁といわざるを得ないものです。「従軍慰安婦」という言葉が書かれているだけで、「軍や官憲による強制的な連行があった」と書こうが書くまいが関係無く、強制連行など日本にとってネガティブなイメージを喚起する意味と機能が確立しています。文科省の反論は成り立ちません。以上が私たちの反論です。これに対する見解を再度お示し下さい。【質問6】

(4) 「いわゆる従軍慰安婦」とはどういうことか

以上に述べたのは「従軍慰安婦」という言葉の由来とその意味からして、文科省の回答の論理が成り立

たないということの論証ですが、文科省は次にはこう反論してくるかもしれません。山川教科書には、「従軍慰安婦」と記載されているのではなく、「いわゆる従軍慰安婦」と記載されているのである、従ってその反論は成り立たない、と。また、こうも言うかもしれません。「いわゆる従軍慰安婦」という文言は河野談話からとられており、河野談話は今日でも政府が継承しているものである、と。この議論は、まだ文科省から私たちに対して持ち出されてはいませんが前倒しで検討しておきます。

教科書の「従軍慰安婦」記述を擁護する人々は、最後は平成5年の河野談話を根拠に持ち出します。他方、批判する側も河野談話があるから教科書から削れないと考えてしまいがちです。しかし、これは大いなる錯覚です。

河野談話は政治的に妥協し、韓国政府とのすりあわせで文面まで共同で検討した最悪の売国的文書ですが、「従軍慰安婦」が正当な用語でないことだけは知っていました。書き出しの「いわゆる従軍慰安婦」の「いわゆる」は、「世間で間違っ使用われ、俗に言われているところの」という意味であり、「本来使ってはいけない」というコメントの役目を含んでいるのです。だから、河野談話に基づいても、「従軍慰安婦」は使ってはいけない言葉なのです。2月8日の衆院予算委員会で日本維新の会の藤田文武議員の質問に答えて加藤勝信官房長官は「近年、政府においては、『従軍慰安婦』は用いておりません」と明確に答弁しました。だから、河野談話に基づいても、「従軍慰安婦」は使ってはいけない言葉なのです。まして、義務教育の教科書にこのような正統性のない言葉を使うなど論外だと言わなければなりません。

「従軍慰安婦」はいいが、「いわゆる」付きの「いわゆる従軍慰安婦」なら教科書に使っていい、という理屈が成り立たないことをもう一度念を押しておきます。教科書に「いわゆる従軍慰安婦」と書くことは、「使ってはいけないと政府が注意しているところの従軍慰安婦」と書いているのと同じなのです。これがいかにナンセンスな行為であるかは、ここまで書けば誰にでもわかるでしょう。回答を求めます。

#### 【質問 7】

#### (5) 「慰安婦」ならいいのか

以上のように書いてくると、「従軍慰安婦」も「いわゆる従軍慰安婦」もいけないとして、それなら「慰安婦」と書けばいいのか、という話が必ず出て来るでしょう。それでも絶対に認められないことを、以下に述べます。

前述の議論から、強制連行のイメージが「従軍」という要素と結びついて人為的につくられてきた事情を明らかにしました。しかし、そうしてつくられた、戦地で働いた女性の「奴隷状態」という誤ったイメージは、「従軍」を取り去った「慰安婦」の中にもこびりついています。現に、「従軍慰安婦」という言葉は使わなくなっても、「慰安婦」が「性奴隷」だという刷り込みは、今も様々な形で盛大に行われています。政府は、そういうことを一切認めていませんが、現実の世界ではそのような言説に満ちあふれています。

そうだとすれば、「慰安婦」なら教科書に書いてもいい、などという議論にならないのは当然です。「慰安婦」はどこまでいっても、日本軍が戦争犯罪を犯したというイメージをあくまで刷り込みたい勢力の道具なのです。

さらにまた、仮にそういうイメージが一切ないことに十分注意した上で、戦地の「慰安婦」について書くなればよいのか、ということを考えても、やはりそれは間違いです。なぜなら、古今東西、売春は普遍的な現象であり、戦地での売春も普遍的な現象です。しかし、世界広しといえど、義務教育の段階で発達途上の子供が使う教科書に、戦地売春のことをわざわざ書いている教科書は想像することも出来ません。

日本の歴史教科書も、かつてはそんなことは一行も書いてはいませんでした。大人になるにつれて自然に知っていけばよいことを、国家が教科書に書いて覚えさせるという行為は、子供虐待です。歴史教科書には、今でも江戸時代の吉原のことなど全く書かれていません。発達段階から見て好ましくないと考えられてきたからです。古代から現代まで、その方面の記述があるのは、唯一、大東亜戦争期の日本軍に関連した「慰安婦」のみです。これは端的に言って、日本軍を悪玉に仕立て上げる策略です。文科省はこのような「日本軍＝悪玉」論に立つ教科書をなぜ許容するのですか。お答え下さい。【質問 8】

#### (6) 本文と注記との関係

続いて、第 2 文の検討に移ります。文科省の回答文は次のように書いています。

【また、注釈と本文の記述との関係の程度や性格には様々なものがあり、当該箇所の注釈の記述について、本文で記述された「徴用され」「労働を強いられた」と同様の強制性を示しているものとは必ずしも言えません。】

「注釈と本文の記述との関係の程度や性格には様々なもの」があるという指摘そのものは、間違いではありません。しかし、この一般論はここの議論には通用しません。回答文は、次のような論理構造になっています。

【本文】「徴用され」「労働を強いられた」・・・強い強制性

【注記】・・・弱い強制性

まず、国家が戦時に行う徴用を、「強いられた」などと書くこと自体、反国家思想を子供に注入する許しがたい行為であることはすでに述べましたが、それはいったん措くとして、回答文で言いたいことは、「従軍慰安婦」について、本文ほどの強制性を示す言葉は注記には書かれていない、だからこれでセーフなのだ、ということです。

しかし、そうであればなおのこと、教科書の熱心な読者である子供は、注記の意味を探ろうとして、本文の扇情的な記述に手がかりを求めようとするのです。現に、「従軍慰安婦」のイメージを訊かれて、「つくる会 CH」のある出演者（成人女性）は、「アジアの国々から強制的に連れてこられ、過酷な条件のもとで、そういう労働を強いられた女性」というイメージを語っています。本文のイメージを取り込んだの

です。

文科省は、本文と注記の関係の一般論を持ち出して、「従軍慰安婦」の記述を擁護しようとしたが、見事に失敗したといえます。その論理は、現実の読者の「読み」のプロセスを無視したものだったからです。これについての回答を求めます。【質問 9】

#### (7) 教科書検定審議会は「判断」をしたか

第三文の検討に移ろう。

【そのような記述について、「軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらなかった」という政府見解に基づいた記述ではないとして検定意見を付す必要はないと教科用図書検定調査審議会で判断されたものであり、発行者に対して訂正を勧告することは考えておりません。】

これは回答の結論部分にあたるものですが、結論よりも重要なのは、その前に書いてあることです。この文は構造が複雑でねじれた表現になっており、官僚文書に特有の悪文ですが、言いたいことは、要するに「検定意見を付す必要はないと教科用図書検定調査審議会で判断されたもの」だから、訂正勧告をしない、ということです。

しかし、検定審議会はこの件について、何も判断していません。山川出版社への検定意見書を見ると、2文だけで検定意見をつけるべき問題箇所が6箇所もあった247ページには、何一つ検定意見はつけられていません。それどころか、検定意見は237ページと267ページに付けられていますが、その間の約30ページには全く検定意見が付いていないのです。これは山川出版社に対してはいかに大甘の検定が行われたかの証左です。検定意見書の原案をつくるのは教科書調査官です。教科書調査官の原案になれば、検定審議会は「判断」する機会はありません。ですから、第三文の前提となる、第一文、第二文に書かれていることは、教科書課の職員がつくる会などの質問を受けて事後的に考え出した理由であって、何ら審議会が「判断」したものではないと推定されます。

もっとも、検定審議会（具体的には、7名程度の歴史小委員会）の審議では、委員の側から検定意見を追加することもあります。ただし、その場合は、議事概要にその旨掲載されます。しかし、令和元年度の歴史小委員会の議事概要にそれらしき記述は全くありません。だから、検定審議会が判断した結果であるというのは嘘です。「従軍慰安婦」の記述をめぐって、検定審議会は何の議論も判断もしていません。それでも判断したというなら、水面下で教科書調査官と検定審議会委員との間の密約で何らかの「判断」をしたのでしょうか。

考えてみれば、「従軍慰安婦」の教科書記述は、1990年代の末から2000年代の初めにかけて、あれほど大問題になったのですから、歴史担当の約7人の教科書調査官も、ほぼ同数の歴史小委員会委員も、

誰一人この記述に気付かなかったとは考えられません。それなのに、誰一人この件について発言していないとしたら、令和元年度検定で、自由社を「一発不合格」にするとともに、山川の「従軍慰安婦」を静かに合格させる秘密の合意があったとしてもおかしくありません。文科省には、検定審議会が何の判断もしていなかったのか、それとも秘密の判断の場があったのか、一体どちらなのかをお答え下さい。【質問 10】

#### (8) 「最高裁判所の判例」に反していないか

1月28日提出の申入書(2)の<質問2>は、山川出版社の「従軍慰安婦」記述は、教科固有の検定基準の1-(5)に規定された、「最高裁判所の判例」に反するのではないか、というものでした。これに対する文科省の回答は、次の通りでした。

【前回の申入書で御指摘のあった「最高裁判例」は、朝日新聞の元記者植村隆氏(原告)が書いた「A氏が女子挺身隊の名で日本軍によって戦場に強制連行され、日本軍相手に売春行為を強いられた「朝鮮人従軍慰安婦」である」とする記事について、「事実と異なる記事を敢えて執筆した」「捏造」と批評した被告側の記事に対し、同氏が名誉棄損として損害賠償を請求したものです。

この件に関する事実認定は、一般的な「従軍慰安婦」についてなされたものではなくあくまでA氏が慰安婦となった経緯等の個別の事情や、用語としての「女子挺身隊」と「従軍慰安婦」の異動、さらにそれらを原告が認識していたか否か等を踏まえて行われたものです。その結果として、当時A氏に関する記事について被告側が事実と異なることには相当の理由があるということを確認したものです。

従って、当該図書の記述が最高裁の判決に沿っていないとは言えないものと考えます。】

この事件は、確かにA氏個人にかかわるものですが、裁判所がなぜ「被告側が事実と異なることには相当の理由がある」と判断したかという点、A氏は女子挺身隊の名で強制連行されたのではないというだけではなく、一般的に強制連行された例がないと判断したからなのです。これを判決理由と言います。控訴審判決では、弁論の全趣旨から、そのような強制連行が「具体的に確認できた者があったとは認められない」と言っています。そして、この控訴審判決を不服として朝日新聞の元記者である植村氏が上告して棄却されたのですから、一般的に「従軍慰安婦」の強制連行はなかったということが最高裁の判断だとするのは妥当な解釈です。この件について、重ねて見解を求めます。【質問 11】

#### (9) 文科省教科書検定の基本姿勢の問題

最後に、私たちがかねてから感じ、令和元年度検定でも改めて強く印象づけられた一つの問題を提起

します。それは、文科省が教科書検定に臨む基本姿勢、具体的に言えば検定関連法規の運用において、見過ごすことのできない重大な欠陥があるという問題です。

「教科用図書検定基準」の「第 2 章 教科共通の条件」は、次の 3 つの柱から成っています。

- 1 基本的条件
- 2 選択・扱い及び構成・排列
- 3 正確性及び表記・表現

このうち、「1 基本的条件」は次の 5 項目から成り立っています。

- (1) 教育基本法及び学校教育法との関係
- (2) (3) (4) 学習指導要領との関係
- (5) 心身の発達段階への適応

教科書検定の実務では、教科書調査官が原案を作成する「検定意見書」の「検定基準」欄において、個々の指摘事項・指摘事由について、根拠となる検定基準の項目番号が、1－(1) とか、2－(3) のように表記されます。全体の傾向として言えば、項目番号の若いほど、より上位の法規に言及する理念的・大局的な性格を備えた項目であり、逆に項目番号の後になるほど、より下位の規則による実務的・細目的な性格の基準になっています。

そこで、どのような項目が頻繁に使われているかということ、実際には「1 基本的条件」を根拠にすることは、通常滅多にありません。「2 選択・扱い及び構成・排列」の若い番号の項目も殆ど使われません。そのことが、教育基本法の理念などは各教科書会社とも十分にふまえて教科書を製作しているから言及する必要がないという状況の反映であるのなら、何も問題にするに足りません。

しかし、実際はその正反対で、より上位の理念的な規定を発動してチェックしなければならないケースにおいても、上位法に言及しないという教科書検定の姿勢が、反日的な記述を見逃す隠れ蓑になっているのが現実です。山川出版社の「従軍慰安婦」記述の場合がまさにその好例です。以下、具体的に指摘します。

検定基準 1－(1) は、「教育基本法及び学校教育法との関係」を規定した項目です。全文は次の通りです。

【教育基本法第 1 条の教育の目的及び同法第 2 条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第 5 条第 2 項の義務教育の目的及び学校教育法第 21 条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。】

今、「従軍慰安婦」の教科書検定を想定してこの条文を読めば、ここで言及されている法令のなかから次の箇所が視野に入ってきます。

【教育基本法第2条（教育の目標）（一）真理を求める態度（五）我が国と郷土を愛する…態度】

【学校教育法第21条（義務教育の目標）（三）我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養う】

すでに嘘であることが明白になっている「従軍慰安婦」なる記述を教科書に書き込もうとすることは、「真理」を愛する国民の育成に著しく悖るものです。また、虚偽によって先人を貶める記述は、「我が国と郷土を愛する態度を養う」ことに反しています。

その他、「学習指導要領との関係」についても、「心身の発達段階への適応」についても、同類のことが指摘できますが省略します。

以上述べたとおり、文科省の検定姿勢は、ひたすら下位の規則に拘泥し、本来自虐的・反日的な記述を排除しなければならない場面で必要な上位の法規に言及しないことによってこれを見逃すという著しい偏向を特徴としています。このような私たちの現状認識について、見解を求めます。【質問12】

以上、【 】で括った12件の質問について、令和3年3月31日までに下記宛てメールまたはFAXにてご回答下さい。

<連絡先> 〒112-0005 東京都文京区水道2-6-3-2F 新しい歴史教科書をつくる会

Mail : echigo@tsukurukai.com

TEL : 03-6912-0047 FAX : 03-6912-0048